

中分類 32—非鉄金属製造業

総 説

この中分類には、鉱石、金属くずなどを処理し、非鉄金属の製錬および精製を行なう事業所、非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸、押出しを行なう事業所および非鉄金属の鋳造、鍛造、その他の基礎製品を製造する事業所が分類される。電線、ケーブルを製造する事業所および核燃料を製造する事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類
番号 番号

321 非鉄金属第1次製錬・精製業

3211 銅第1次製錬・精製業

主として銅鉱石を処理し、銅の製錬および精製を行なう事業所をいう。

○銅製錬および精製業；銅製造業（主として鉱石から製造するもの）；電気銅精製業（主として鉱石から製造するもの）

×伸銅品製造業〔3231〕；銅合金製造業〔3229〕

3212 鉛第1次製錬・精製業

主として鉛鉱石を処理し、鉛の製錬および精製を行なう事業所をいう。

○鉛製錬および精製業（主として鉱石から製造するもの）

×鉛・同合金圧延業〔3232〕；はんだ・減摩合金製造業〔3221〕；活字合金製造業〔3221〕

3213 亜鉛第1次製錬・精製業

主として亜鉛鉱石を処理し、亜鉛の製錬および精製を行なう事業所をいう。

○亜鉛製錬および精製業（主として鉱石から製造するもの）；電気亜鉛精製業

×亜鉛・同合金圧延業〔3239〕；亜鉛合金製造業〔3222〕

3214 貴金属第1次製錬・精製業

主として鉱石を処理し、金、銀、白金、イリジウム、オスミウム、パ

中分類32—非鉄金属製造業

ラジウム、ルテニウムなどの製鍊および精製を行なう事業所をいう。

○金・銀・白金製鍊および精製業；貴金属製鍊および精製業

×貴金属・同合金圧延業 [3239]；貴金属合金製造業 [3229]

3215 ニッケル第1次製鍊・精製業

主としてニッケル鉱石またはニッケルマットを処理し、金属ニッケルまたは粗酸化ニッケルの製鍊および精製を行なう事業所をいう。

○ニッケル製鍊および精製業（主として鉱石またはニッケルマットから製造するもの）；ニッケル地金製造業

×ニッケル・同合金圧延業 [3239]；ニッケル合金製造業 [3229]

3216 アルミニウム第1次製鍊・精製業

主として鉱石またはアルミナを処理し、アルミニウムの製鍊および精製を行なう事業所をいう。

鉱石からアルミナを製鍊する事業所も本分類に含まれる。

○アルミニウム製鍊および精製業（主として鉱石またはアルミナから製造するもの）；アルミナ製鍊業

×アルミニウム・同合金圧延業 [3233]；アルミニウム合金製造業 [3223]

3217 チタン第1次製鍊・精製業

主としてチタン鉱またはチタノスラッグ（鉱さい）を処理し、金属チタンの製鍊および精製を行なう事業所をいう。

○チタン製鍊および精製業（主として鉱石から製造するもの）

×チタン・同合金圧延業 [3239]；チタン合金製造業 [3229]

3218 ウラン・トリウム第1次製鍊・精製業

主としてウラン鉱石、トリウム鉱石を処理し、ウラン、トリウムまたはその酸化物などの製鍊および精製を行なう事業所をいう。

○ウラン製鍊および精製業；トリウム製鍊および精製業

×核燃料製造業 [3291]

中分類32—非鉄金属製造業

3219 その他の非鉄金属第1次製錬・精製業

主として鉱石を処理し、すず、アンチモン、水銀、マンガン、クロム、タングステン、モリブデン、マグネシウム、ゲルマニウム、シリコン、タンタルなどの製錬および精製を行なう事業所をいう。

○すず製錬業；アンチモン製錬業；水銀製錬業；マンガン製錬業；クロム製錬業；タングステン製錬業；モリブデン製錬業；マグネシウム製錬業；ゲルマニウム製錬業；シリコン製錬業；タンタル製錬業

×すず合金製造業 [3229]；すず・同合金圧延業 [3239]

322 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

3221 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）

主として鉛のくずおよびドロスを処理し、鉛を再生する作業を行なう事業所をいう。

減摩合金、活字合金などの鉛合金（はんだを含む）を製造する事業所も本分類に含まれる。

○鉛再生業；はんだ・減摩合金製造業；活字合金製造業

3222 亜鉛第2次製錬・精製業（亜鉛合金製造業を含む）

主として亜鉛のくずおよびドロスを処理し、亜鉛を再生する作業を行なう事業所をいう。

亜鉛合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○亜鉛再生業；亜鉛合金製造業

3223 アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）

主としてアルミニウムのくずおよびドロスを処理し、アルミニウムを再生する作業を行なう事業所をいう。

アルミニウム合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○アルミニウム再生業；アルミニウム合金製造業

3229 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

主として鉛、亜鉛およびアルミニウム以外の非鉄金属のくずおよびドロスを処理し、すず、水銀、ニッケルなどを再生する作業を行なう事業

中分類32—非鉄金属製造業

所をいう。

これらの合金を製造する事業所も本分類に含まれる。

○貴金属再生業； すず再生業； 水銀再生業； ニッケル再生業； 貴金属合金製造業； 銅合金製造業； ニッケル合金製造業； チタン合金製造業； すず合金製造業

323 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

3231 伸銅品製造業

主として銅、黄銅、青銅およびその他の銅合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、線、はく、管などを製造する事業所をいう。

○銅圧延業； 銅合金圧延業； 銅線および銅合金線製造業（裸電線を除く）； 銅管製造業； 黄銅棒製造業； 銅くぎ製造業（線材からの一貫作業によるもの）

×銅合金製造業 [3229]； 電線・ケーブル製造業 [3251]

3232 鉛・同合金圧延業（押出しを含む）

主として鉛およびその合金から圧延、押出しなどにより板、条、帶、線、はく、管などを製造する事業所をいう。

○鉛・同合金圧延業； 鉛・同合金伸線業； 鉛管・鉛板製造業

×はんだ・減摩合金製造業 [3221]； 活字合金製造業 [3221]

3233 アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

主としてアルミニウムおよびその合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、形材、線、はく、管などを製造する事業所をいう。

○アルミニウム・同合金圧延業； アルミニウム線製造業（裸電線を除く）； アルミニウム管製造業； アルミニウム圧延はく製造業

×アルミニウム合金製造業 [3223]； 電線・ケーブル製造業 [3251]

3239 その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

主として銅、鉛、アルミニウム以外の非鉄金属および合金から圧延、抽伸、押出しなどにより板、条、棒、線、はく、管などを製造する事業所をいう。

○貴金属・同合金圧延業； 亜鉛・同合金圧延業； ニッケル・同合金圧延業； チタン・同合金圧延業； すず・同合金圧延業； マグネシウム・同合金圧延業

中分類32---非鉄金属製造業

324 非鉄金属鑄物製造業

3241 非鉄金属鑄物製造業（ダイカストを除く）

主として非鉄金属鑄物（ダイカストを除く）を製造する事業所をいう。

○非鉄金属鑄物製造業（ダイカストを除く）；アルミニウム・同合金鑄物製造業（ダイカストを除く）；銅・同合金鑄物製造業（ダイカストを除く）

3242 非鉄金属ダイカスト製造業

主として非鉄金属ダイカストを製造する事業所をいう。

○非鉄金属ダイカスト製造業；銅ダイカスト製造業；アルミニウムダイカスト製造業

325 電線・ケーブル製造業

3251 電線・ケーブル製造業

主として銅、アルミニウムおよびその合金のさお、線から裸電線、絶縁電線またはケーブルを製造する事業所をいう。

○裸電線製造業；絶縁電線製造業；ケーブル製造業

329 その他の非鉄金属製造業

3291 核燃料製造業

主として金属ウラン、酸化ウランなどの核燃料物質を成形加工する事業所をいう。

○核燃料成形加工業

3299 他に分類されない非鉄金属製造業

主として非鉄金属の鍛造品、粉末などを製造する事業所で他に分類されないものをいう。

○非鉄金属鍛造品製造業；非鉄金属粉末製造業（粉末や金を除く）；非鉄金属シャーリング業

×非鉄金属熱処理業〔3358〕